

社会福祉法人一宮町社会福祉協議会の理事・監事・評議員等の報酬及び
費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第10条、第25条に基づき、一宮町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の依頼により出席した者が受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 報酬額は、次に定めるところによる。

(1) 理事・監事・評議員・その他理事会の議を経た委員会の委員等半日額 3,500 円

(雑 則)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要なことは会長が、その都度定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月16日に改正し、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月27日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日に改正し、令和2年4月1日から施行する。